

あきる野市観光施設指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市観光施設「秋川橋河川公園」「第1水辺公園リバーサイドパークーの谷」及び「第4水辺公園秋川ふれあいランド」（以下「河川公園等」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

1 審査対象団体

(1) 団体の経緯

あきる野市観光協会は、平成12年に秋川観光協会と五日市観光協会が合併して設立された任意団体であり、下部組織として秋川支部及び五日市支部を置いている。従前より、河川公園等の管理運営を市から委託されてきたが、平成18年以降は、指定管理者制度により継続して管理運営を行っている。平成27年5月15日に、組織の一部が法人化して一般社団法人あきる野市観光協会（以下「(一社)観光協会」という。）となったが、現在、河川公園等の管理運営については各支部で行っている。

平成29年度には、市内の200を超える観光関連事業者、商業者等で組織される各支部を(一社)観光協会に統合する予定であり、現在、組織強化に向けて準備を進めている。

(2) 団体の実績

あきる野市観光協会（平成27年5月15日以降の(一社)観光協会を含む。）は、市の観光行政及び地域経済を支える重要な組織として、観光の振興や観光資源の保全、観光客の誘致、観光施設の充実改善及び、管理運営などに積極的に取り組んでいる。

具体的な活動として、とうろう流しなど各種イベントを主催しているほか、映画祭、夏まつりなど多くの観光・商業関連事業の支援や観光地の安全管理の支援を行っている。

また、市と協働で「東京のふるさとあきる野」の実現に向けて観光誘致活動及び秋川渓谷のブランド化を推進するため、武蔵五日市駅前に観光案内所を設置するとともに、市外では観光PRキャラバンを実施するなど、積極的に観光によるまちづくりに取り組んでいる。

(3) 指定管理者の実績

団体の経営状況については、台風や悪天候が多かった平成23年度に、一時的に施設の利用者数及び売上額が減少したが、以降、秋川渓谷周辺がメディアに多く取り上げられたこともあり、収支状況等は良好な状態である。平成27年度事業報告書及び収支決算報告書の状況、各支部総会資料からは、安定的な経営状況と良質なサービスの提供実績が認められる。

また、バーベキューの直火禁止、市が所有する施設内の公衆トイレの光熱水費等の負担や修繕等の維持管理を自主的に行うなど、清流秋川の水質保全や施設整備にも積

極的に取り組み、利用者の利便性の向上を図っていることから、指定管理者としての実績は評価できる。

以上のように、あきる野市観光協会については、本市における観光まちづくりの担い手として観光行政に大きく貢献し、良好なサービスの提供に継続的に努めてきた。平成29年度には、統合による組織強化も予定されており、(一社)観光協会が施設管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果、観光行政への更なる貢献が期待される。このようなことから、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、審査の対象団体を(一社)観光協会とする。

(参考) 河川公園等の利用者数及び売上額一覧表

年 度	利用者数 (人)	売上額 (円)
平成23年度	約88,500	69,315,080
平成24年度	約96,100	82,866,475
平成25年度	約98,900	88,256,865
平成26年度	約103,900	78,911,657
平成27年度	約84,800	77,232,355

2 観光施設の概要

河川公園等は、河川管理者から市が河川占用の許可を受け、観光客の利便性と河川環境保全を目的にバーベキュー場としてトイレ、水道施設及び洗い場を整備している。

(1) 施設の名称及び位置

名 称	位 置
秋川橋河川公園	あきる野市留原750番地の1先から872番地の3先までの河川右岸
第1水辺公園リバーサイドパークーの谷	あきる野市引田776番地
第4水辺公園秋川ふれあいランド	あきる野市小川1343番地101

(2) 施設の規模

名 称	規 模
秋川橋河川公園	公園総面積 22,730.32 m ²
第1水辺公園リバーサイドパークーの谷	公園総面積 10,821.25 m ²
第4水辺公園秋川ふれあいランド	公園総面積 7,912.21 m ²

3 指定管理者が行う管理区域の範囲

別紙「あきる野市観光施設管理区域図」に示すとおりとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用等に関すること
- (2) 施設の維持管理に関すること
- (3) 環境保全に関すること
- (4) 環境保全協力費等の徴収に関すること
- (5) 施設の利用促進を図るための企画実施に関すること
- (6) その他設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務に関すること

5 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

6 指定管理者の指定管理料

なし

7 提出書類

（一社）観光協会は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成29年1月13日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とし、(1)及び(2)の書類は、各施設について作成すること。

(1) 指定管理者としての管理運営の状況について

- ア 事業報告書の写し（平成26年度及び平成27年度）
- イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について（平成26年度及び平成27年度）
 - ・ 各種事業やサービス等の向上の取組など
 - ・ 収支予算書の決算状況など
- ウ 団体の現在の事業内容（平成28年度事業計画書及び収支予算書）

(2) 事業計画書

- ア 団体の経営方針について
- イ 施設の運営方針について
- ウ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
 - ・ 各種事業やサービス等の向上の取組など（平成29年度～平成31年度）
- エ 施設の管理運営について
 - ・ 事業計画書（平成29年度～平成31年度）
- オ 人員体制について
 - ・ 職員の配置計画
 - ・ 職員の研修計画
- カ 収支見込みについて

- ・ 収支予算書（平成29年度～平成31年度）
 - キ 個人情報の保護対策及び情報公開について
 - ク 苦情処理体制について
 - ケ 危機・安全管理体制について
 - コ 地域や市内事業者、他施設等との連携について
- (3) 法人の経営状況について
- ア 定款
 - イ 現在事項証明書
 - ウ 役員名簿
 - エ 定時総会資料
 - オ 各支部総会資料

8 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

(一社)観光協会から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、(一社)観光協会からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により行う。

9 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」「普通」「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	団体の経営方針について			
4	施設の運営方針について			
5	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
6	施設の管理運営について			
7	人員体制について			
8	収支見込みについて			
9	個人情報の保護対策及び情報公開について			
10	苦情処理体制について			

1 1	危機・安全管理体制について			
1 2	地域や市内事業者、他施設等との連携について			
1 3	環境への配慮について			
1 4	法人の経営状況について			
評価合計				

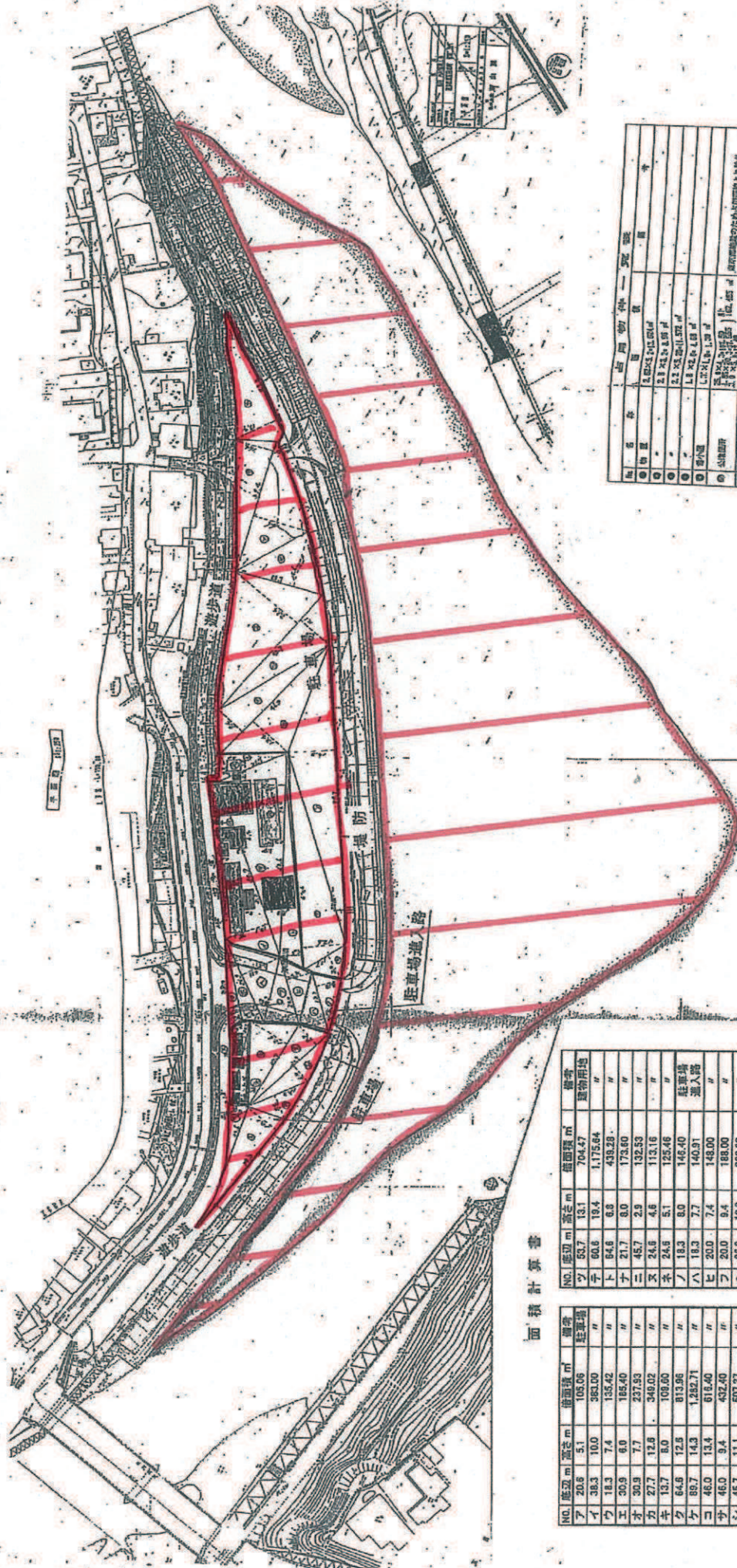
1 0 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると思われる場合には、(一社)観光協会を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

1 1 審査結果

選定委員会の審査結果については、(一社)観光協会に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。

秋川橋河川公園 管理区域図



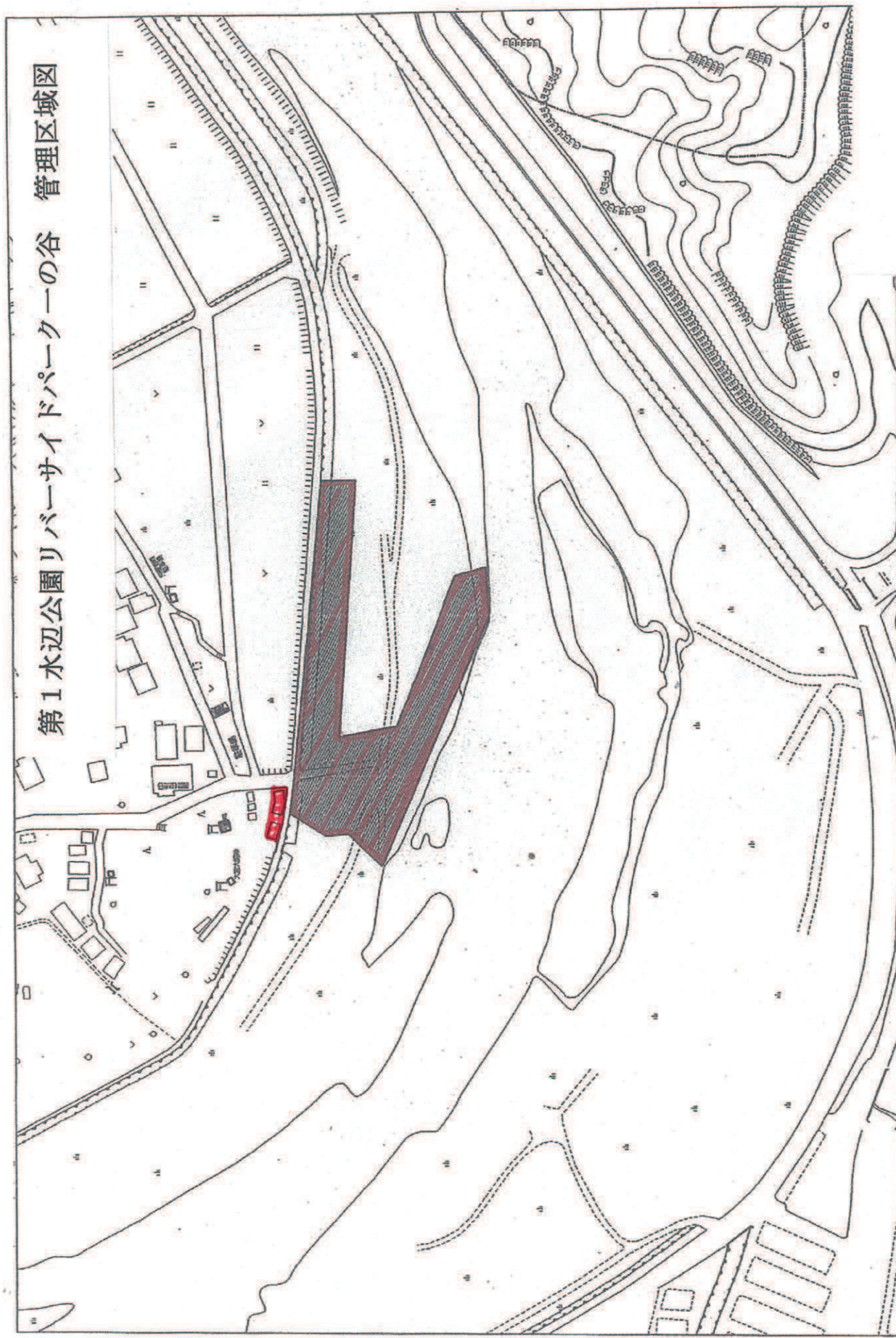
面積計算書

NO.	施設名	高さm	幅m	面積㎡	備考
ア	遊歩道	20.8	5.1	105.06	遊歩道
イ	駐車場	38.3	10.0	383.00	"
ウ	駐車場	18.3	7.4	135.42	"
エ	駐車場	30.9	6.0	185.40	"
オ	駐車場	30.9	7.7	237.93	"
カ	駐車場	27.7	12.8	340.02	"
キ	駐車場	13.7	8.0	109.60	"
ク	駐車場	64.8	12.8	839.96	"
ケ	駐車場	89.7	14.3	1,282.71	"
コ	駐車場	46.0	13.4	614.40	"
サ	駐車場	45.7	11.1	507.27	"
シ	駐車場	45.7	23.4	1,069.38	"
ス	駐車場	25.7	15.8	406.62	"
セ	駐車場	38.4	16.9	648.04	"
ソ	駐車場	38.4	11.4	441.16	"
タ	駐車場	43.0	13.4	576.20	"
合計	面積小計			8,333.37	

◎ 東京都指定区域以外の占有面積
 △ 308.225 ㎡
 東京都市部指定区域の占有面積
 22,730.315 ㎡
 合計占有面積
 23,038.54 ㎡

品名	数量	単位	面積㎡	備考
① 遊歩道	1.0	延長100m	105.06	
② 駐車場	1.0	延長100m	383.00	
③ 駐車場	1.0	延長100m	135.42	
④ 駐車場	1.0	延長100m	185.40	
⑤ 駐車場	1.0	延長100m	237.93	
⑥ 駐車場	1.0	延長100m	340.02	
⑦ 駐車場	1.0	延長100m	109.60	
⑧ 駐車場	1.0	延長100m	839.96	
⑨ 駐車場	1.0	延長100m	1,282.71	
⑩ 駐車場	1.0	延長100m	614.40	
⑪ 駐車場	1.0	延長100m	507.27	
⑫ 駐車場	1.0	延長100m	1,069.38	
⑬ 駐車場	1.0	延長100m	406.62	
⑭ 駐車場	1.0	延長100m	648.04	
⑮ 駐車場	1.0	延長100m	441.16	
⑯ 駐車場	1.0	延長100m	576.20	
合計			8,333.37	() 面積計算書

第1水辺公園リバーサイドパークの谷 管理区域図



あきる野市引田付近

第4水辺公園秋川ふれあいランド 管理区域図

